

## 第21回浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年 4月27日 開会

平成28年 4月27日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年4月27日 第21回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時25分

閉会 午後3時34分

#### 1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

#### 2 欠席委員 なし

#### 3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐（振興係長）	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

#### ○議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告について
- 日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の案に関する意見書の提出について
- 日程第8 議案第5号 平成28年度農業委員会活動方針の策定について
- 日程第9 議案第6号 平成27年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度農業委員会活動計画（案）について

#### 4 議事内容

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

#### ●開会の宣告

○議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第21回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号6番山村委員、7番木南委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○議長 次に日程第2「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願ひいたします。

○事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○議長 なければ次に移ります。日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

○係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成28年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の7件であります。次のページをご覧ください。

【報告第1号 1件目から7件目までについて、議案書をもとに朗読説明】

○議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 それでは次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件の所有権移転案件と賃貸借8件と使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。はじめに所有権移転案件について審議いたします。事務局より説明をお願ひいたします。

○係長 議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、賃貸借案件8件、使用貸借案件1件でございます。売買案件2件について、ご説明申し上げます。

【議案第1号 番号1番から2番について、議案書をもとに朗読説明】

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案2ページめくっていただき、3条番号1、2として位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、番号1番について、地区担当委員の木南委員から現地調査報

告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号1番につきましては、只今事務局の説明のとおり、使用貸借していた農地を取得することにより経営の安定を図る内容であり、4月6日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、番号2番について、地区担当委員の廣富委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員 番号2番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農地を取得することにより経営の安定を図る内容であり、4月9日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 それでは採決します。議案第1号の番号1番と2番の所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号1番と2番については、原案のとおり決定いたしました。続いて、番号3番から11番までの利用権設定案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 賃貸借案件8件、使用貸借案件1件について、ご説明申し上げます。

**【議案第1号 番号3番から11番について、議案書をもとに朗読説明】**

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案1ページめくっていただき、3条番号3以降の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、番号3番、4番及び11番について、地区担当委員の森委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○森委員 番号3番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、4月7日現地を確認いたしました。また、番号4番、11番については、ただ今事務局の説明のとおり、新たに営農を開始するため農地を借りる内容でありまして、4月16日現地を確認したところ全て農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号5番について、地区担当委員の山村委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 番号5番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、4月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号6番から7番について、地区担当委員の高橋委員

から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高橋委員 番号6番につきましては、只今事務局の説明のとおり、新規参入により農産物の生産販売するため農地を借り受ける内容であり、4月20日現地を確認し、番号7番につきましては、会社を設立し、経営規模拡大する内容であり、4月20日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号8番について、地区担当委員の村岡委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○村岡委員 番号8番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、4月20日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。続いて、番号9番から10番について、地区担当委員の高木委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号9番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり4月18日現地を確認し、また番号10番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり会社を設立したため個人名義から会社名義に変更する内容であり、4月18日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 それでは採決します。議案第1号の番号3番から11番の利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号3番から11番については、原案のとおり決定いたしました。

#### ●日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に日程第5、議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題としますが、番号4番について、議席番号5番大坂委員が役員になっている法人が権利設定者となっておりますので、はじめに番号1番から3番までを審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 議案第2号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定より、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成28年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。売買案件5件の内容であります。

【議案第2号 番号1番から3番について、議案書をもとに朗読説明】

議案次ページめくっていただき、番号1から3までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号1番から3番までを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号1番から3番までは、原案のとおり決定いたしました。次に番号4番について審議いたしますが、番号4番については、議席番号5番大坂委員が役員になっている法人が権利設定者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 【議案第2号 番号4番について、議案書をもとに朗読説明】

議案1ページめくっていただき、番号4の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号4番について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号4番については原案のとおり決定いたしました。ここで大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長より議決結果について、報告してください。

○事務局長 議案第2号の番号4番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○議長 次に番号5番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 【議案第2号 番号5番について、議案書をもとに朗読説明】

議案2ページをめくっていただき位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号5番について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号5番については、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○議長 次に日程第6、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 議案第3号。農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定より、浦幌町長から決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議されたい。平成28年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、農地中間管理事業による賃貸借案件1件であります。

【議案第3号 番号6番について、議案書をもとに朗読説明】

議案次ページに、位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願います。以上でございます。

○議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について

○議長 次に日程第7、議案第4号「農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 議案第4号。農用地利用配分計画の案に関する意見書の提出について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、浦幌町より、別紙のとおり農用地利用配分計画の案について意見を求められたので審議されたい。平成28年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

本案件は、農地中間管理事業に基づき、北海道農業公社が中間管理権を所有した農地について、公募している借入希望者に賃借権の設定を目的として、浦幌町が農用地利用配分計画の案を作成し農業委員会に対して意見を求めるものであります。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。

【議案第4号 番号6番について、議案書をもとに朗読説明】

議案次ページに番号6の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願います。以上でございます。

○議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第5号 平成28年度農業委員会活動方針の策定について

○議長 次に日程第8、議案第5号「平成28年度農業委員会活動方針の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○局長補佐 議案第5号。平成28年度農業委員会活動方針の策定について、このことについて、別紙のとおり活動方針を策定することについて審議されたい。平成28年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。次のページをご覧ください。平成28年度浦幌町農業委員会活動方針。1.活動目標。農業委員会は、全国統一組織理念である「かけがいのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋」を尊重し、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、高齢化、国際化、生産環境の保全等今日的農業情勢に対応していく組織活動の強化と資質の研鑽に努めるとともに、活力のある農業振興の推進に取り組む。2.重点方針(1)認定農業者など、意欲と能力のある担い手の育成及び創意工夫を活かす経営政策の確立支援(2)農地を守り経営始点に立った利用集積の促進(3)農業者、地域の声の農政への反映(4)農業委員会活動の強化及び組織改革に向けた取り組み。3.活動方針(1)農地の有効利用の推進(2)農地の利用集積の推進(3)法定所掌事務の実施(4)地域農業振興対策の推進(5)担い手育成対策の推進(6)農業者年金対策の推進(7)情報活動の推進。4.委員会体制の整備充実(1)農業委員会総会の開催(2)農地台帳等の整備(3)農業委員、職員の資質向上。

以上が活動目標、重点方針、活動方針、委員会体制の整備充実の項目とさせていただきます。

具体的な内容の部分での平成27年度からの変更点についてですが、1.活動目標の中に「全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として」という文言を追加しました。次に法律の改正により、3.活動方針の④で「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に変更しています。最後に4.委員会体制の整備充実の(3)に「農業委員選挙人名簿登載事務の実施」をあげていましたが、こちらも法律の改正により事務の必要性がなくなったことから(3)を削除し、(4)を(3)としております。あとは昨年度の内容と同一としております。以上についてご提案させていただきますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)



○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第6号 平成27年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度農業委員会活動計画（案）について

○議長 次に日程第9、議案第6号「平成27年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度農業委員会活動計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○局長補佐 議案第6号。平成27年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度農業委員会活動計画（案）について、平成28年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。昨年4月開催の第10回総会において、平成27年度農業委員会活動計画を決定しました。その活動計画に基づき平成27年度農業委員会活動計画の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度農業委員会活動計画（案）について、別紙のとおり作成しましたので、ご提案いたします。次のページをお開き下さい。はじめに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。Ⅰ 法令事務に関する点検及び、右のページの2事務に関する点検・評価の内容につきましては、記載のとおりとなっております、改善措置、是正措置等はございません。議案を1枚めくって下さい。（3）農業生産法人からの報告への対応についてですが、農業生産法人からの報告については、4法人に督促を出しましたが、すべての農業生産法人から報告書が提出されております。次に（4）の情報提供等についてですが、賃借料情報は、町広報誌と町のホームページに掲載をして賃貸借料を情報提供しています。また、農地の権利移動等の状況把握については、事務局で閲覧できるように、随時情報の整理を進めて行きます。議案を1枚めくって下さい。次に、Ⅱ法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価であります。遊休農地の面積につきましては、平成27年3月31日現在0haで、平成27年度に新たな遊休農地は発生していないので実績は0haとしています。農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールは8月下旬から9月上旬にかけて実施し、遊休農地への指導件数はありませんでした。

目標に対する評価の案及び活動に対する評価の案は適正とさせていただきました。次に、Ⅲ促進等事務に関する評価でございますが、平成27年3月現在の農家数は211戸、農業生産法人15法人で認定農業者数は203経営でした。平成27年度の実績は、新規認定が3経営体、再認定をしなかった経営体が1件、離農が2件ありましたので認定農業者数は同数の203経営となっています。目標に対する評価は、離農予定者、複数戸法人の設立、新規就農見込数等を精査し目標を設定する必要がある。活動に対する評価は、目標は達成できたが、新規就農者や再認定を受けていなかった者に対する認定の推進活動の場を増やしていく必要がある。とさせていただきます。議案を1枚めくっていただき中段からの2担い手への農地の利用集積についてですが、平成27年3月現在、浦幌町内の農地面積は11,402haで、このうち9,534.3haが集積され、集積率は83.62%でしたが、平成27年度中の離農等により8.0haが集積されずマイナス8.0haとなっております。これは、町産業課で把握している数値です。

活動実績としましては農地相談の実施、農用地利用調整会議、権利者調整委員会の開催を必要

に応じて実施してきましたので、評価の案は、目標に対する評価の案、活動に対する評価の案ともに適正とさせていただきます。次の頁の中段からの3 違反転用への適正な対応についてですが、違反転用面積は平成27年3月現在0haで、平成27年度中に新たな違反転用は発生しませんでしたので、目標に対する評価の案、活動に対する評価の案ともに適正とさせていただきます。以上が、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案です。

次に、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。この活動計画については、昨年度までと大幅に様式が変更になっております。まず、時計文字Ⅰの農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値を記載しております。議案を1枚めくっていただいて、次に時計文字Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、平成28年度の目標及び活動計画については、現状維持を目標とし、活動計画は農地相談、農用地利用調整会議、権利者調整委員会を必要に応じて開催するとさせていただきます。

次に時計文字Ⅲの新規参入の促進については、平成28年度の目標を1経営体、活動計画については、関係機関との連携を密にしながら新たな担い手の発掘に努めるとさせていただきます。

次の時計文字Ⅳの遊休農地に関しましては、新たな発生を防ぎ、28年度の活動計画としては、8月下旬から9月上旬にかけて農地パトロールを実施します。また、時計文字Ⅴの違反転用についても、新たな発生を防ぐため、農地パトロールの実施と、農地相談の実施を活動計画とさせていただきます。以上が、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）であります。ご審議の程よろしく申し上げます。なお、本日、この平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を承認いただいた後、5月2日から5月31日までの30日間、議決いただきました案を町のホームページに掲載をいたしまして、点検・評価（案）に対する町内の農業者の皆様のご意見を伺います。ご意見があれば、それぞれ本議案の青色で着色した部分に意見等を追加し、なければ、意見「無」、「評価の決定欄」に「適正」と加筆したものを浦幌町農業委員会の「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」とし、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」とともに、十勝総合振興局へ提出することになりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

## ●閉会の宣告

○議長 それではこれもちまして第21回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。